

日本企業による米州への投資と その税務

第1回 日本企業から見た米州投資の概要と 税務上の留意事項

Ernst & Young LLP／米国

秦 正彦

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

西田 宏之

Contents

- ▶ クロスボーダー投資と連結実効税率
- ▶ 海外子会社の支払税額と
連結実効税率
- ▶ 米州投資と連結実効税率
- ▶ ベース・イロージョンとしての
ファイナンスの検討
- ▶ ハイブリッド・ファイナンス

クロスボーダー投資と連結実効税率

激化するグローバル競争下では、有効なタックス・プランニングの有無が死活問題となっています。海外に数多くの子会社を有する多国籍企業は、購買拠点、製造拠点及び販売拠点を含み事業全体の商流をグループ全体の効率化の観点から検討し、全世界ベースでの利益の最大化を目指すこととなります。この点は、欧米に本拠を置く企業であっても、日本に本拠を置く企業であっても同様です。これまで殆どの日系多国籍企業はタックス・プランニングに積極的ではなかったため、欧米企業に比べて未だ多くのタックス・プランニングの機会が存在しています。

税務プランニングの結果は連結実効税率に表れます。実効税率とは、繰延税金を含む決算書上の税額の税引前利益に対する割合であり、連結財務諸表ベースで計算される実効税率を連結実効税率といいます。連結実効税率を下げるためには、税引前利益のうちの課税の対象となる所得を減らす、さらに所得に適用される税率を下げるという方法があります。日系多国籍企業にとって、今後、更に進展する資本市場のグローバル化に対応し、他国の多国籍企業と対等に競争していくためには、税務コストを連結ベースで管理し、企業価値を高めていくことが必要となります。

海外子会社の支払税額と連結実効税率

連結実効税率を低下させる税務プランニングを考える上で重要な項目は、海外子会社における決算書上の税額(法人税及び源泉所得税)を下げることです。2009年度税制改正前は、海外子会社の利益を日本親会社へ配当すると、日本親会社において他の所得と同様に約41%で課税され、間接外国税額控除制度により、海外子会社が現地で支払った外国法人税等が日本親会社の税額から控除されていました(全世界所得課税方式+外国税額控除制度)。したがって、日本親会社が海外子会社から配当を収受することを前提とする場合には、連結実効税率が日本親会社単体の税率と同じ約41%になるため、海外子会社における支払税額(法人税及び源泉所得税)を下げるということがあまり重視されていませんでした。

ところが、2009年度税制改正により「外国子会社配当益金不算入制度」が導入されたことにより、日本親会社が海外子会社から受け取る配当が5%部分を除いて免税となった結果、海外子会社の支払税額が連結実効税率に与える影響が非常に大きくなりました。なお、事業実態の無い低税率国にある諸外国の子会社を利用した租税回避を防ぐために、事業実態無く低税率で稼得した収益は日本でタックスヘイブン税制により引き続き41%で課税されます。ただし、2010年度税制改正で、タックスヘイブン税制の適用が緩和されたため、海外子会社における支払税額低下のためにプランニングの余地がより広がったと言えます。

米州投資と連結実効税率

支払税額低下を考える上で、もっとも重要な国は言うまでもなく米国です。これは、日系企業にとって、売り上げや利益の点で、米国が重要な金額を占めていることが大きいためであり、また、米国子会社の中には、重要な特許権等やノウハウを独自に保有している場合もあります。なお、米国子会社が、地域の統括管理の観点からカナダや、メキシコ、ブラジルといった中南米の国も保有している形態も頻繁に見られます。米国は、法人税率が高い一方で、研究開発減税、製造者控除等を除いて、実効税率そのものを低下させる方法が無いため、米国では課税ベースを下げるベース・イロージョン(事業からの収益は最大化しながら合法的に課税所得を低税率国に移す)を

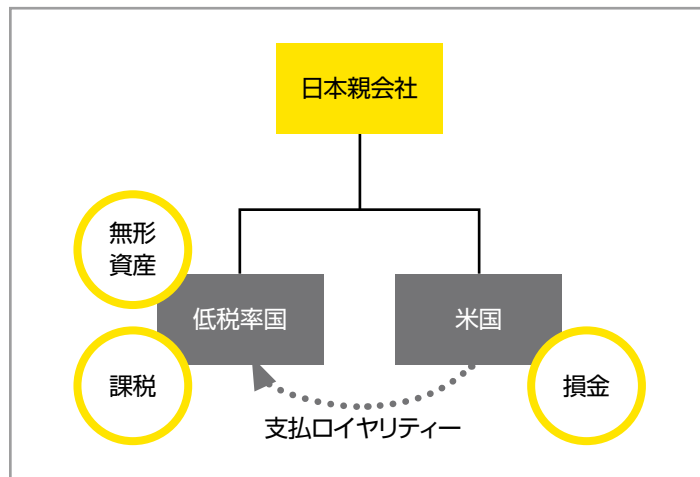
検討することとなります。つまり、企業グループ全体で稼得する総利益が同じでも、低税率国で課税される部分を増やすことができれば、全体の租税コストが少なくなる結果、連結実効税率を引き下げることができます。その方法の一つに、下図のように、米国での資金調達に際して、日本親会社から米国に出資をするのではなく、日本親会社から他国を経由して米国に貸し付ける方法があります。



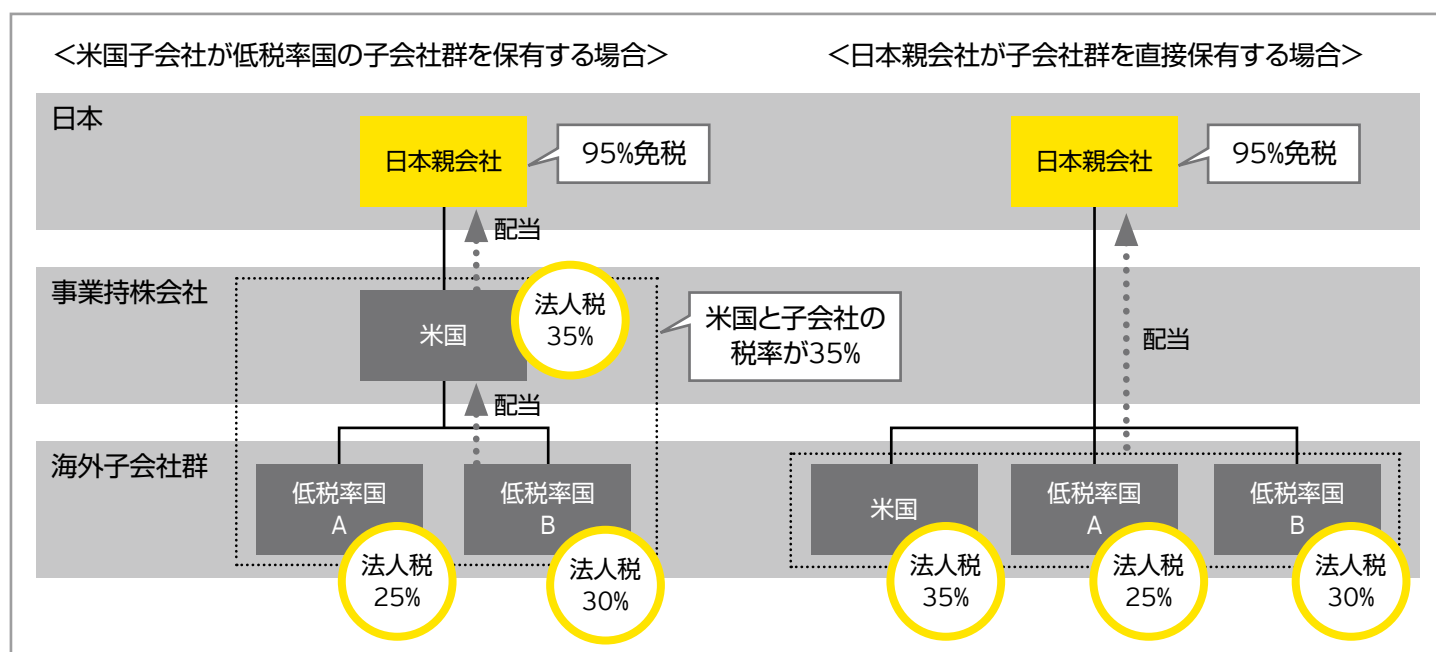
この場合、米国で支払った利息が損金算入される一方で、他国では受取利息に課税されます。通常は、米国の適用税率のほうが高いので、他国との税率差分だけ課税所得が減少します。なお、プランニングによっては、他国で受取利息が一切課税されないといったような方法も可能となります。あるいは、無形資産を低税率国に移してロイヤリティーを支払うというものもあります。

ロイヤリティーにしても支払利息にしても移転価格の観点から経済的に適正なレベルの支払い、合法的に所得の受け手の所在地国を決めるというのが大前提です。なぜ、無形資産やファイナンスがプランニングに多用されるかというと、実際の事務所や工場を低税率国に移転するのは困難であるのに対して、無形資産や資金は弾力的にその所在地を決めることができるからです。

次に、米国は全世界所得課税（＋外国税額控除）方式であるため、海外子会社からの配当が他の所得と同じ税率で課税されることから、原則として、配当によりグループ全体での税率が米国での税率と等しくなってしまいます。たとえば、下図のように米国子会社が低税率国の子会社群を有している場合、当該子会社からの配当が35%で米国において課税されてしまうため、連結実効税率で不利益が発生することになります。なお、米国にもタックスヘイブン税制があるため、各子会社が配当を行わない場合でも、米国で合算課税される場合があります。また、海外子会社から配当を受け取らない、またタックスヘイブン税制で合算課税されない場合でも、海外で留保される所得に対して会計上、米国で繰延税金負債の計上が必要となることがある点も注意が必要です。



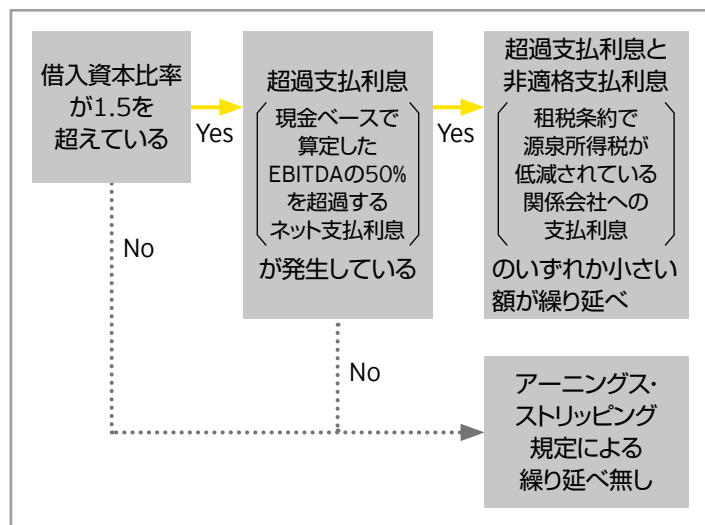
したがって、子会社群を米国子会社から切り離して日本親会社が直接保有（あるいは受取配当が課税されない国に設立した持株会社を介した間接保有）とするほうが連結実効税率で有利となります。ただし、米国から切り離す際、原則として、米国では株式譲渡益について課税されることから、何らかのプランニングが必要となります。この点については「第2回」にて具体例を用いて詳しく解説します。また、第3回では、M&Aにより、米国あるいは他の米州主要国を買収する場合の買収方法のアイデアと、税務上の留意事項やタックス・デューデリジェンスで調査すべき事項を説明します。



ベース・イロージョンとしてのファイナンスの検討

前述の通り、グローバルで連結実効税率の管理上、米国のような高税率国ではできるだけ税金を支払わず、代わりに低税率国で税金を支払うという策、すなわちベース・イロージョンが有効な考え方となります。米国多国籍企業が何年も徹底的に実践してきたプランニングです。米国での課税所得を低減させると言っても、本業の儲けは最大限化する必要がある点は言うまでもありません。本業での儲けから課税所得を算定する際に所得を剥ぎ取る手法を用いることからベース・イロージョンは別名アーニングス・ストリップングとも呼ばれています。ここではアーニングス・ストリップングとして、ファイナンスの利用に焦点を当てて考えてみたいと思います。比較的簡単な考え方で多国籍企業が頻繁に利用するプランニングですが、日本企業でこの点を熟考してファイナンス形態を構築しているグループは未だ少数のような気がします。

ここで、留意しなければいけない点があります。まず、支払利息に対する米国での源泉税の問題です。米国では租税条約が適用されない外国企業への利息の支払いには30%という高い源泉税が課せられます。したがって、低税率国からのファイナンスを検討する際には、米国の租税条約ネットワークを研究する必要があります。また、租税条約が存在すると分かっても、低税率国にあるグループ会社がその租税条約の恩恵を受けることができる立場にあるのかどうかという検討もとても重要です。米国の租税条約ポリシーの最重要項目のひとつに「恩典制限条項」がありますが、これは租税条約の相手国の法人であっても所在地でActive Businessをやっている等の厳格な規定を満たさないと租税条約の恩恵を認めないという規定で、近年の租税条約には必ず盛り込まれている条項です。



また、米国法人側で支払利息が損金算入として認められるかどうかという点の確認も重要です。利息の損金制限に関しては複数の規定がありますが、中でも「アーニングス・ストリップング規定」と「過少資本税制」の二つが最も一般的な規定です。アーニングス・ストリップング規定とは企業が関連者から借入をして利息を支払う際に、その利息の受け手が米国でフルに課税されない、一定の条件下で支払利息の損金算入を繰り延べるという規定です。「過少資本税制」と目的は似ていますが、アーニングス・ストリップング規定では、否認された支払利息がその後の年度に繰り越され、将来的に条件を満たした段階で損金算入が認められる点で納税者には有利な規定と言えます。アーニングス・ストリップング規定は「借入資本比率が1.5を超えている場合」にのみ適用されます。さらに、借入資本比率が1.5を超える場合に繰延の対象となるのは「非適格支払利息」と「超過支払利息」のいずれか「低い金額」となります。グループ内の外国企業に支払われる利息に対して、租税条約に基づいて源泉税が低減されている場合、この利息は非適格利息と取り扱われます。前述の通り、本来米国では30%の源泉税が課されますが、租税条約でこれが10%に低減されている場合、支払利息の2/3が非適格利息となります(1/3の源泉税しか支払わないため)。源泉税が0%の場合には全額が非適格利息です。源泉税が30%となる国からファイナンスを受けてはベース・イロージョンが有効ではなくなることは前述の通りです。一方、超過支払利息とは現金ベースで算定したEBITDAの50%を超過するネット支払利息(全ての支払利息から受取利息を引いたもの)の金額を意味します。繰延の対象となるのは「非適格支払利息」と「超過支払利息」のいずれか「低い方」であることから、例えば非適格支払利息がある場合でも、多額の現金ベースEBITDAがある場合には、超過支払利息が発生することがなく、結果としてアーニングス・ストリップング規定下でも利息の損金算入が認められることになります。

次に過少資本税制ですが、米国では、日本と異なり損金不算入となる借入資本比率が明示されていないことから、適用の判断は個々のケースの事実関係に基づくことになります。第三者から借入ができないであろう財政状態や契約条件(返済期間等)で関連者から借入をしている場合に問題となることが多い規定です。ファイナンスプランの実行に当たっては第三者からでも借入が可能であったという点を文書化しておくことが重要です。過少資本税制が適用される場合、米国では当該超過借入金を資本とみなし、対応する利息の支払を配当と取り扱うことで、損金にすることを永久に認めません。

ハイブリッド・ファイナンス

さらに、米国と他国の課税の考え方の差異を生かして、米国からイギリスへの利息の支払が、米国で損金算入され、イギリスで実質的に課税が生じないようなプランニングも可能となる場合があります。一般的に「ハイブリッド・ファイナンス」と呼ばれる手法でいろいろな実行パターンがありますが、一方の国では支払いが利息（または損金算入可能な配当）として取り扱われ、他方の国では受け取りが配当として非課税（資本参加免除制度を導入している国の場合）または配当として課税されるが間接税額控除の利用で実質非課税、というのが基本的な考え方となります。一方で、米国で調達した資金をカナダやメキシコに以下のように貸し出すプランニングも考えられ、この場合は、さらにグローバルでの連結実効税率を低下できる可能性があります。

1. カナダから米国への利息の支払がカナダで損金算入され、米国で実質的に課税が生じない
2. メキシコから米国への利息の支払がメキシコで損金算入され、米国で課税されるも、米国で外国税額控除が可能となる

その他、M&Aのときに有用となるファイナンスプランニングもあり、それは第3回で解説します。

最後に、これらファイナンススキームが日本のタックスヘイブン規定に抵触して日本で課税されるようなことがないように確認する必要があります。利子所得が世界一高い日本の税率で課税されては実効税率が高くなりプランニングの意味が失われるからです。

第2回は、連結実効税率低減の観点から、米国からの米以外の子会社切り離し方法と、切り離れた後の最適な持株形態について解説します。

Contact

Ernst & Young LLP／米国

秦 正彦 パートナー Max.Hata@ey.com

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

西田 宏之 シニアマネージャー hiroyuki.nishida@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20110204-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。